

## 横浜家庭裁判所委員会（11月5日）議事概要

### 1 日 時

平成16年11月5日（金）午後1時30分～午後4時

### 2 場 所

横浜家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

石川恵美子，大久保 博，北村史雄，輿石英雄，竹内直樹，土居葉子，中井國緒，  
長澤明彦，平松雄造，堀内かおる，山崎行雄，安倍嘉人

\* 欠席 梶村太一，中村香織，村山瑛子

（幹事）

慶田康男，大野恭史，益田 哲，山本要一，大沼 津，高野篤雄

（委員会事務局）

稲垣誠也，福永浩之，天本晴美，金子和子，鈴木浩之

### 4 議 事

（1） 所長あいさつ

（2） 委員長の選任

各委員の互選により安倍嘉人横浜家庭裁判所長が委員長に選出された。

（3） 意見交換テーマ

「子の監護をめぐる諸問題」 - 明日の子どもたちのために -

（4） 前回委員会における話題事項に関する説明

北村委員から、少年審判の言渡しの際に裁判官が述べる訓戒や説諭の書面化（審判書等への記載）について、その検討結果及び運用について説明があった。

（5） 基本説明

土居委員及び家事次席調査官から、家事調停の事例を通してみる夫婦の紛争の渦中にある子供の現状及と家庭裁判所の取組みについて説明があった。

（6） 意見交換の要旨（ ；委員長， ；委員， ；幹事）

様々な角度からの子どもの現状を紹介いただきたい。医療の分野ではいかがか。

年齢18歳までの子どもに接しているが、新患者数は年間250人ほどであり、う

ち，14歳，中学生2年生くらいがピークであろうと考えている。また，約250人のうち，0歳から小学生年齢までとそれ以上の中高生でほぼ半数ずつを占めている形である。再診ケースは，中高生の比率が非常に高くなってきていると感じている。

横浜市の状況でいうと，就学前の子どもについて，児童精神医学では多数を占める発達障害，一般的にいえば知的障害や自閉症の子どもを地域の療育センターというブロック体制で診ており，発達障害はそこでほぼ吸収されてきている。そこで不満があった場合やセカンドオピニオンのために大学病院に行くという形になっている。これは，決して幼い子どもの問題が少ないというわけではなく，自己完結的にすべてを一つの病院で，ということではない証であろう。主に児童精神医学の領域では教育との関連が非常に強く，「軽度発達障害」が取り上げられて，「特殊教育」という言葉がなくなり「特別支援」や「個別支援」という言葉に変わっていきながら，多動性障害や学習障害が増えてきている。それは，病気が増えているということではなく，そうしたことを訴えて訪れる人が増えているということである。このことは大きく考えると，ひとつの時代の転換点があって，以前は親子の愛情不足などに力点が置かれていたものが，脳の機能障害などの生物学的な色彩に移行してきているというように思える。精神医学は皮肉なことに，心理学的に揺れたり，生物学的に揺れたりという実情にある。そうした意味では，医療はもっと裁判所に協力したり，またそこから学ぶべきものがあると思う。

家庭及び子どもが大変な状況の中で，どのくらいの頻度で子どもたちが不適應を起こしているのかということは，非常に重要なことである。昔は小児神経症にくくられていた夜尿やチック等の症状も，今は習癖であり，病気ではないという立場がある。子どもからのSOSが増えているとの説明もあったが，そのこと自体ももっと事例を通して，本当にそれがSOSなのかどうかを科学的，客観的にアプローチしていきたいと考える。

それから，家庭裁判所を利用した人の「後調査」のことを市民としては是非知りたいと思う。手続を経てその後の状況がどのようなものか，また，家族形態なども動いていくと思うので，そのような子どもの福祉を守る意味でのデータを家庭裁判所が，もしも，今後蓄積して持つようであれば，委員長の言う，地域への発信ということにも繋がるのではないかと。そして，そうなれば，我々も狭い病院の中だけの

医療ではなくて、今以上に裁判所の役に立つようなことができるのではないかと  
思う。

今は、教育も選ぶ時代になってきており、子どもにも教育を選ぶ権利はあるのだ  
から、児童精神医学は、「登校拒否」、「通園拒否」についても、それだけで「不適  
応」という理解はしていない。

基本的には児童精神医学も心理主義が過剰になったり、生物学的な主義が過剰に  
なったりしながら試行錯誤をして、結局は、当事者、子どもあるいは親の医療ニ  
ーズを満たすように今、一所懸命開かれようとしている。

学校教育の分野からはいかがか。

学校教育の現場で起こっていること、特に授業の場面を通じて子どもたちがどの  
ように学んでいるのかということに特に関心を持っている。小学校の先生方とお話  
することも多いが、先日話題に出た話で、朝になって子どもが急に先生のところ  
へやってきて、「今日、お母さんがいなくなったの。」と言ったという。それまで  
全く母親が出て行くという様子もなく、またそうした気配も察していなかったが、  
急にそういったことが起きて、子どもは朝、学校に来て一言そう言ったという。そ  
のとき、先生は、その子に対してそこからどうやって接していいのか躊躇ったとい  
うことを話してくれた。教師という立場で、どこまで個々の子どもの家庭のことに  
関わっていけるのだろうかということを一瞬考えて、そこからその子に何と言葉を  
かけ、どのように接すればいいのかと一瞬戸惑ってしまったそうである。学校とい  
う組織は、子どもにとってはひとつの社会であり、そこではひとつの子どもたちの  
集団の中で生活していくわけだが、その背後には、それぞれの家庭があって、それ  
ぞれのバックグラウンドを持った子どもたちが集まってきている。そうした子ども  
たちを纏めて見ていかなければならない立場にあるのが教師である。教師たちは、  
常に、子どもたちの個々のプライベートな部分にどこまで入っていったらいいのか  
ということをお悩みつつ、目の前の子どもの話を聞き、その子にとって、今何が一番  
求められていることなのだろうかということを考えていかなければならないとい  
うことを常に思いながら、その狭間にいる。そういう「大人」のひとりが教師なの  
ではないかと思う。

神奈川、横浜の特色として、外国籍の家族やその子どもがたくさん学校に来てお  
り、その人口が他の都道府県に比べて比較的割合が高いといえる。最近、神奈川県

で、神奈川県全域の18歳以上の外国人登録者3000人余を対象として行われ、1000名ほどの回答が得られた調査がある。その中で特にニューカマーといわれる1952年以降に日本にやって来た家庭、またその子どもたちが非常に増えてきているということがデータとして出てきている。さらにその中ではいわゆる核家族世帯の割合が最も多く、35パーセント余を占めている状況であって、また、その核家族の中でも、特に妻が外国人、夫が日本人という家庭のケースが増えているとのことである。

このような状況の中で、特に「外国籍の妻」の場合にドメスティックバイオレンスに巻き込まれ、しかし、永住資格を取得できないという関係から離婚にも踏み切れないというようなケースも多いのではないかとと思われる。その場合、子どもたちにとって最善の居場所として、どちらの親の監護環境が望ましいのかを考える上で、夫、妻それぞれがどのように生活を自立できるのかということ考えたとき、外国籍の人に対しできる社会的な支援が不十分ではないかと感じるところがある。質問を含めてお聞きしたいのは、外国人で、日本語のコミュニケーションが上手いかわない当事者が、裁判所の調停の場で、日本語のコミュニケーションが十分でないが故に、調停委員に本当に言いたいことが伝わらないという恐れはないのだろうかということ、そういった言語的な部分の支援について裁判所では何か試みをしているのかということである。

例えば、学校などでは日本語教室、国際教室というような形で、日本語教育支援を進めている。ただし、それも問題がないわけではなく、子どもは子ども同士の関わりの中で日本語を習得していき、母国語を使わなくなっていく。そして、そのことが家族のなかでのコミュニケーションに支障を来してしまう例が出てくる。家族の中で子どもと親との意思の疎通が上手くいかなくなり、また、親の方が日本語を習得できていないがために、子どもが親を軽んじるようになってくるといったような事例もあると聞いている。様々な文化、家庭環境があるなかで、さらにそのような文化的な背景を背負っている家庭に対して、裁判所でも離婚調停等の問題が起きて持ち込まれたときに、やはり、より一層の配慮が求められるのではないかと感じる。

また、ドメスティックバイオレンスと考えられるような状況が背景にある家庭の場合での、子の監護に適するかどうかの判断をする際、それは現状で妻に対する暴力であるかもしれないが、子どもへの暴力といった面からの判断基準のようなもの

があるのかどうかも伺いたい。

いずれにしても、子どもの最善の幸福、利益を保障していくために、裁判所、学校、そして何より地域、社会が支援していかなければならないと思う。

以前と比べて、子どもをめぐる調停での対処の仕方に違いが出てきているのか。

子どもの状況はやはり親の置かれている状況に非常に影響されるが、親自体に今余裕がなくなっていて、子に直に影響がでるような形での争い方、難しい事案が増えているという感想を持っている。

紛争を抱える人の中には、インターネットによって情報を集め、非常に多くの知識を得ているが、いざ「あなたはどうなの？」と尋ねたときに、何もなく空っぽという人がいる。得てして男性に多いと感じているが、実際の子どもの接し方、妻への接し方が全然話にならない、そもそも人間とのコミュニケーションがとれていないという人が非常に増えていると感じる。これは最終的に「自分」がないのであって、中には親が同伴してきたりする者もいる。親が猫可愛がりし、子どもに幼いときからきちんとした要求を出させなかった結果、自分が親になったときに子どもに上手に接することができていないと思われる。人間本来の生きていく力が今の人は少し欠けてきている。動物であれば、もう少し上手に接し育てるし、分業すべきところは分業すればよいはずであるのに、それができていないという点で、人間性を失ってきている人が増えているのではないかと感じる。

最近では自分の方で子どもを引き取りたいと主張する父親が多くなってきているように思うが、その反面で、全く子どもに愛情がなく、養育費も払わない、面接交渉自体も全く主張しないというような人も多くなった気がする。

私は、子どもの心は思っているより変化しておらず、環境がいろいろ変化していると認識している。学校をはじめ、様々な問題を当事者が訴えていく、またオープンにしていくということが大切で、子どもの権利を進めていく上で、それがまずひとつの道であると考えます。それから、教育環境に関しても、不登校の問題でいえば、公的教育機関も変わって、民間の塾までも「教育」と認めるというように、いろいろ複数路線を引けるよう日本も変わってきたこととか、あるいは、「引きこもり」にしても、当事者が主張することによって、また行政も大きく変わってきたと思う。

この委員会でこうして集まって、お互いに情報を出しあうということだけでも、ひとつひとつ前進していると思う。とにかく専門家たちが「大変だ、大変だ」と言

わないことが一番世のためになるという気がする。

日本の社会はそういう復元力を持っていると思う。しかし、今むしろ、システムの経過をウオッチしていく人が少ない。少年のための施設には、専門職としてのスタッフはいるが、そこで直面している課題が情報として流れず、「長崎、佐世保の事件はどこへいったのか」で一般関心は終わってしまう。それをもっとウオッチしていく必要があるだろう。

最近の子どもはストレスが溜まっているとか、ストレスフルであるということを目にすることも多い。それは、家庭の中の親の葛藤や無関心によるのかもしれないし、生活環境自体がストレスの要因になっているのかもしれない。そのようなストレスを溜め込んでいる子どもが増えているということについてはいかがか。

ストレスは昔も今も同じくあったのではないかと個人的には思う。ストレスの量という点では、今の子どもは確かに多いが、本来、子どもはストレスに負けてしまうほどやわではないと思っている。もし、やわであるとするならば、少子化に伴って親の育て方が過保護になっていることも要因としてあるように思う。

よく、親は子どもを自分の所有物としてみている、「もの」化しているなどと言われることもあるが、今の社会で親から見る子どもとはどういう存在なのだろうか。どういう存在として子どもを位置づけているのか。

離婚に当たり、子どもを両親のどちらが引き取るかという問題については、やはり、親は親だけのことを考えているのではないか。その意味では、子どもを所有物として考えているところがあると思う。しかし、一方でそれを子どもに尋ねたところで、なかなか答えられないであろうし、また逆に、無理矢理答えさせられたとしても、もしかしたらそれが将来大きな傷になってしまうかもしれない。そういう意味で、やはり冷静な判断のできる家庭裁判所の役割というのは大きい。そして、その判断が果たしてそれで良かったのかどうかという部分については、追跡調査が大切だと思う。その事例の積み重ねから、さらに大きな主流のような参考事例ができあがって、それが一般にフィードバックできれば、また色々な考え方ができるようになるのではないか。

子どもの親権について争いがあるときに、自分が子どもを引き取り、相手からは、養育費はもらうけれども、子どもは、相手とは会わせたくないという親は多い。自分なら、子どもを1人で育てられると思っているのかもしれないが、そのような一

方的な意識よりも、子どもにとってはどんな親でも、やはり親は親であるということを考えてもらいたい。私は、長年の経験から、子どもを相手に会わせることを勧めている。例えば、ひとりで子どもを抱え込んで何年か経ったときに、特に女性は働いてたりすると、やはり疲れてくる。また、春休み、夏休み、冬休みのような学校の長期の休みのときには、自分に仕事があるので今度は子どもの居場所がなくなってしまう。そんなときには、父親に押しつけなさいと言ったりするのだが、辛いときにはあちらに渡せるという環境を作っておくことがとても重要であると思う。父親もやはり見栄があったり、また、子どもが実際に行けば情にほだされるといった親の心というものがあるし、さらに安心して子どもを預けられる場所というのは、祖父、祖母がいなければ、虐待のあるような場合を除いて、やはり親のところしかないわけである。

子どもが成長するのはとても早い。特に仕事を持つ母親が男の子を育てるということは精神的、体力的に非常に大変なことであるから、そのようなとき、父親が例えばキャッチボールをしたり、サッカーに連れて行ったりというようなことができれば大きな助けとなる。そういうことを家庭裁判所や弁護士がもっと伝えられれば、随分違うのではないかという気がする。今の社会、お互いが言い分を怒鳴っているような状況にあるが、もう少し、昔おじいさんやおばあさんが言っていたようなことを皆が言ってあげたらいいのではないかと思う。

専門的なお話をお伺いしたが、一般論として、今の子どもは三つの「間(ま)」(仲間、時間、空間)が欠けていると言われる。遊ぶ仲間、遊ぶ時間、遊ぶ場所が不足しているという時代、風潮になってきており、それは、少子化という問題もあるし、塾に通う子どもが多くなれば遊ぶ相手も少なくなるのであろうし、さらには少子化の結果として、親の干渉、過保護といった問題で、あまり遊ぶ時間がなくなってきているということである。また、メールやパソコン等のITの普及により、実際に相手の表情をみて話をするというようなコミュニケーションの機会が少なくなってきている気がする。これはもちろん大人にも言えることだが、今の子どもはより一層そうなのではないか。以前は異なる学年間でも子ども同士の繋がりがあって、その中で上級生のすることを見よう見まねしてみたり、上級生から下級生へのしつけのようなものもあったと思うが、今の子どもたちにはあまり見かけることは少ない。そのようなことも含めて、一言で言えばコミュニケーションの仕方をもっ

と工夫して学んでいく場がないものだろうかと考える。

子どもの取り合いといった家庭状況の話を伺ってきたが、両親いずれもから忌避されてしまう子どもはいないのか。

決して多いとは言わないが、現にそういう事例は確かにある。そのような場合、現実的にはどちらかに親権者になってもらうしかないわけだが、最終的に誰も引き取り手がないといったときには施設に入れる状況にならざるを得ない。そういう意味では、その施設とより連携のとれる親を親権者にする形しかとれないことになる。子どもは敏感であるからそれが分かるだけに、そのような子どもの状況は、両親の間で奪い合いをしている子どもよりずっと深刻である。裁判所としてはどちらかに結論をつけざるを得ないだけに非常に困難な事案である。

裁判所では必ず結論を出さなければいけないのか。

虐待等、子どもにとって極めて不幸であるということがはっきりしている場合は、親権喪失ということもあり得るが、今の日本の法制は、原則として親がいる限りはどちらかが親権を持つという仕組みになっている。アメリカなどでは、第三者による後見がより適当であれば親権にこだわらずに、第三者がガーディアンとして子どもの面倒をみるという仕組みを取る方が子どものためになるのだという割り切りをすることもあると聞いているのだが、今の日本の中では、どちらかに親権を決め、そしてその親権者には親権者としての自覚を持ってやっていってもらうということを説明していかなければならない仕組みとなっている。

以前は夫が親権者になることが多いようであったが、これは、実際に育てるのは夫ではなく、大家族の中で祖父や祖母が育てていたものであろうと思われる。それがだんだん逆転して行って、最近ではその8割が妻という数字がある。いろいろなケースがあると思うが、妻が親権者となった家庭で子どもは実際にどのように育てられているのだろうか。女性が子どもを一人で育てるということは、大変なことを強いられていることだと思う。

社会学調査によれば、単身か一人親家庭で、母子家庭が非常に増えている。社会的サポートは作られつつあるのだが、父子家庭に比べれば経済格差もあり、まだまだ母親が子どもを育てにくい中で、経済的、社会的ストレスを子どもが受けやすい状況がでていると思う。

子どもは母親が育てた方が良く、ということが規範になっているということはない



いのか。

調停の場では、夫婦が紛争になり、妻が子どもを連れて出て行く、あるいは夫が妻を残して出て行くといった形になったとき、結論に行き着くまでには当然揉めたりするわけだが、現状を尊重し、落ち着くという例が多い気がする。

乳幼児のように、本当に母親の世話が必要になってくる子どもの場合には、母親の方がいいだろうという方向に傾くことはあるが、実は、一般的に今の子どもの意識に「母親」というものはあまりない。ただ今まで誰が面倒を見てきたのかというと、やはり母親の方が実際の面倒をみてきた家庭が多く、それが結果に繋がっているように思う。確かに現実には母親が一人で子どもの面倒を見るケースは多く、父親が引き取る場合では、実は祖父、祖母といった監護補助者が近くにいる、全体でバックアップを図れる態勢ができていたりする。そういうことを考えると、男性一人だけではなかなか実際育ててもないし、育てられもしないという家庭が現実には多いのだろうと思う。ただ、そのような一般的なことを言っても、それだけで反発される方もいるし、父親からすれば、家庭裁判所も母親優先だと当然思っているのではないかと思う人もいる。しかし、単に父親とか母親であるということよりも、やはり今までのこと、これからのことを考えて、子どもにとって少しでも良い、少しでもデメリットが少ない形にするにはどうするべきかということを相談しながら考えている。

人口動態統計によると、離婚の90パーセントが協議離婚、9パーセントが調停離婚、残り1パーセントが裁判離婚という数字が示されている。その90パーセントの協議離婚においては、夫が親権者となったケースの割合が裁判所で扱ったものと比べると若干高くなっているように思える。家裁がより母性優先の原理でやっているということなのか、それとも別の理由があるのか。

協議離婚の場合は、親権者は父親にしておいて、現実には母親が監護しているというケースもあり得る。

裁判所の事件数は圧倒的な数にのぼっている。そこで実際にその事件にあたっている、裁判官、調査官はやはり相当大変なのではないか。児童相談所でもようやくソーシャルワーカー等の現実の適正配置がされていなかったという事実から、まずは欠員を補うということになってきている。子どもはあっという間に大人になってしまうのであるから、迅速化という観点からも人的な補充は必要なことではないか。

さきほど親権者の決め方のところで、子どもあるいは配偶者に対する暴力があったときに、それが親権者を指定する判断にどういう意味を持っているのかという質問があったが、その点についてはどうか。

直接子に対する暴力があるような場合、これは直接子どもに影響してくるわけであるから、親権者としての適格性の判断に関して、かなり大きな要素となる。一方、夫婦の軋轢の中から生まれる暴力、例えば夫から妻への暴力があって、それを子どもが目の前で見せられるということについて、それが直に親権の適格性に影響するかどうかは、調査を進めて見きわめていくしかないということになる。もちろんこれは影響がないということではなく、現実の父親、母親との関係という中で、子どもが安定して成長していけるかどうかという点からその影響をみていくということである。

配偶者に対する暴力がときどき見られるが、子どもが直接的に暴力を加えられていなくとも、ストレスや恐怖感等が間接的に子どもにどのような心理的な影響を与えているかを斟酌しなければならないケースは少なからずある。

親子間の親和性、または反対感情の点も調査官は調査していると思うが、どのようなケースがあるかを説明願いたい。

子どもの年齢によってもかなり違う。中学生くらいの年齢の子になれば、今までのこと、例えば不和についてのことなどをその子なりにきちんと話すことができ、自分の意見も述べたりするのだが、むしろ難しいのは、言葉にできない子どもであり、その場合、実際に一番いいのは両親それぞれに会ったとき、接しているときの子どもの様子を見ることであり、その様子や態度、行動を見ながら子どもの本当の気持ちを考えて、現状を把握しようと努めているところである。また、これは厳格な心理テストとは考えていないが、いわゆる遊びの中で家族画を描いてもらったり、箱庭を使ってもらったりして、その結果から、子どもが考える家族との距離が推測されるような場合もある。

さきほど、日本語によるコミュニケーションが十分でない、あるいは文化的な違いがある場合の難しさについての意見があったが、調停では、通常は誰かが付いてくる形で進行しているのか。

親族が付き添って来る場合、また、そうでない場合はボランティアの人が付いてくる場合もある。英語であれば、調停委員でも対応できる者がいるが、難しい言語

になると、調停委員では対応できないので、当事者に通訳できる人を連れてきてもらい調停をするということになる。また、大使館の職員がついてくることもあるようである。

裁判手続では法的な手当もなされているが、調停ではボランティア等の社会の人的支援をもってサポートしてもらっているというのが現状である。

裁判所で取り扱われたケースの、その後の状況を知り、それをフォローした上でフィードバックしていく必要があるという意見については、例えば、医療の分野であれば、ある患者さんがいたとして、その人を追跡して関わっていくことにより、あのときの対応がどのような結果になったのかということを確認することができ、それが日常的な仕事の中で意味を持っていくということになる。しかし、家庭裁判所の事件の当事者については、難しい問題もある。

調査、研究ということでは、当事者にアンケートをとって、それを回収するという形でもすることができる。

また、特にネグレクトのように、両親から養育を放棄されてしまった子どもなどについては、児童自立支援施設へ行き、さらにそこで問題が起きてしまったような場合には少年院等へといったように、いわば社会からどんどん見えない所へ行って、ある時点でどこかからぼんと社会に出てくる。そういった子どもはフォローアップすべき養育者がいないために非常に高いリスクを背負ってしまう可能性がある。親がいても面会にも来ないといった状況は結構ある。

家庭裁判所では事件が終わったケースについて、その後の家族の状況を調べたことはないものと思われる。ただし、生活保護や養育費の問題で、東京、大阪で養育費のその後の支払状況を調査した事例があった。

弁護士の立場だと裁判所での手続が終わった後でも当事者との係わりがかなりある。特に面接交渉の場面などでは、弁護士を通さないと嫌だという人は非常に多いし、DVさらには性的に問題のある人の場合は特に怖い面がある。そういった意味で、役割として事件が終わった後のフォローや繋がりがずっと続いていくことも多い。

多くの方は相談ができる場所があれば相談にいくだろうから、もう少しそれが広がって、例えばボランティアで広く受け入れてもらえるようになると、事件の数などもかなり少なくなっていくのではないかと考える。

例えば、家裁で行った調停の後で、弁護士さんがフォローした場面等を集積してもらって、家裁での結論のその後にあった問題をいくつかの事例紹介の形で何うのもひとつの方法かもしれない。

家庭裁判所が、事件が終了した後に、当事者であった人に対して、生活状況などについてアンケートを行うことについてはどう考えるか。当事者の代理人という立場ではいかがか。

再婚しているなど、すでに落ち着いている場合には触れて欲しくない場合もあるう。

もう少しそのメリット、デメリットについて検討が必要であろう。

裁判所はかなり多忙であろう、というご意見をいただいたが、裁判所の仕事を少し説明してもらいたい。

調査官は少年事件担当と家事事件担当に分かれて仕事をしている。少年事件では身柄事件、比較的罪の重い事件が多く係属している状況にある。家事事件については、新しい制度である成年後見制度が平成12年に施行され、この間、老人性痴呆に基づく成年後見事件が大量に係属したが、現在では大きな山を越えた状況にあるが、平成18年4月に知的障害者、精神障害者の方についての支援費制度の問題がひかえており、同制度の活用による申立ての動向が、大きな問題である。

補足として、子の監護の事件の中には、養育費の問題が多くあり、また、離婚に至らない別居をしている夫婦の場合には生活費の問題がある。この問題については、今まで調査官が個別に経済的な事情を調査して、金額の算定まで行っていたが、新聞でも採り上げられたとおり、東京、大阪での研究会において年収等に応じた標準的なモデルが作られ、公表されたことにより、調査官が手伝わなくても合意がされやすくなった。その分、子どもの問題に力を注がなければいけないと考えている。

基本的には、裁判官が事件にしっかり向き合っていくということが、当然の前提であろう。また、調停事件については調停委員に大いに力を発揮していただくということで、そのための研修等についても、相当熱心に取り組んでいただいている。裁判所においても、裁判官、調査官、書記官が色々な形で研修に係わって事件の解決へ向けての工夫をしているところである。その中で、特に子どもをめぐる問題ということ考えたときに、調査官には、やはり、より専門性を発揮できるところに関わっていくということ意識しながら、仕事のやり方を考えていきたい。また、

人的な部分でも職員の増員ということは、逐次求めていきたいと考えている。

家庭裁判所として、専門性を生かした関わり方をさらに密度を上げて行って、子どもにとって良い解決を考え、また父親、母親にも考えてもらうような事件への対応を考えていきたい。

(7) 次回テーマについて

本日は家庭紛争に巻き込まれた子どもの現状という角度から取り上げたので、今回は非行少年の置かれている状況についてはいかがか。前回、事件処理という実務的な面からスポットをあてたので、もう少し広い視点から、非行少年達の心はどうなっているのか、これをどう受け止め、何をしていくべきなのか。そういった少年達が置かれている状況と立ち直りのためになすべき新しい工夫について議論したい。

次回テーマは「少年の処遇の課題」としたい。

(8) 次回期日

平成17年5月20日(金)午後1時30分